

市民健康デーの設置及び実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民の間に健康づくりについて関心と理解を深めるため市民健康デーを設定し、市民による自主的な健康づくりの普及・啓発を図り、市民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 市民健康デーは毎月第4土曜日とする。

(実施)

第3条 市民健康デーの事業は、毎月第4土曜日に市民による自主的な健康づくり思想の普及・啓発を促す内容とする。

2 市民健康デーの事業は、「かわさき健康づくり21」の目標に沿った内容に相応しいものとする。

(広報)

第4条 健康福祉局は、市民健康デーについて必要な広報活動を行うものとする。

(対象者)

第5条 市民健康デー事業の対象者は、市内に居住する者、在勤する者、及び在学する者とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

(附則)

(施行期日)

1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

(「市民健康デー」の設置及び事業実施に関する要綱の廃止)

2 「市民健康デー」の設置及び事業実施に関する要綱(平成8年4月1日施行)は廃止する。